

装技技第7067号  
29.5.22

大臣官房長  
各局長  
各幕僚長 殿  
情報本部長

防衛装備庁長官  
(公印省略)

技術戦略検討部会設置要綱について（通知）

標記について、装備取得委員会に関する訓令（平成27年防衛省訓令第38号）第10条の規定に基づき、別紙のとおり定めたので、通知する。

添付書類：別紙

写送付先：長官官房各装備開発官、長官官房艦船設計官、装備政策部長、プロジェクト管理部長、航空装備研究所長、陸上装備研究所長、艦艇装備研究所長、電子装備研究所長、先進技術推進センター長

技術戦略検討部会設置要綱

(設置の目的)

第1 装備取得委員会に関する訓令(平成27年防衛省訓令第38号。以下「訓令」という。)第1条に規定する技術に関する重要事項について、調整部会(訓令第3条に規定する調整部会をいう。以下同じ。)における審議に資するよう細部の検討を行うため、調整部会に、技術戦略検討部会を置く。

(技術戦略検討部会の構成等)

第2 技術戦略検討部会は、部会長及び部会員をもって構成する。

2 部会長は、防衛装備庁技術戦略部技術戦略課長をもって充てる。

3 部会員は、次に掲げる者をもって充てる。

大臣官房会計課長

防衛政策局防衛政策課長

防衛政策局戦略企画課長

整備計画局防衛計画課長

統合幕僚監部防衛計画部計画課長

統合幕僚監部首席後方補給官付後方補給官

陸上幕僚監部防衛部防衛課長

陸上幕僚監部装備計画部装備計画課長

海上幕僚監部防衛部防衛課長

海上幕僚監部防衛部装備体系課長

海上幕僚監部装備計画部長が指名する課長

航空幕僚監部防衛部防衛課長

航空幕僚監部防衛部装備体系課長

航空幕僚監部装備計画部装備課長

情報本部計画部長が指名する課長

情報本部電波部長が指名する課長

防衛装備庁装備政策部装備政策課長

4 部会長は、必要に応じて技術戦略検討部会を招集し、これを主宰するものとする。

5 部会長は、必要があると認めるときは、部会員以外の者を技術戦略検討部会に参加させることができる。

6 部会長は、議案の性質により部会員を限定する必要があると認めるときは、部会員のうち一部の者をもって技術戦略検討部会を開催することができる。

(審議の範囲)

第3 第1に規定する技術に関する重要事項の範囲は、技術戦略部長が定める。

(調整部会への報告)

第4 調整部会における審議に当たっては、訓令第4条第5項に規定する者として部会長を参加させ、技術戦略検討部会の審議の結果について報告させるものとする。

(庶務)

第5 技術戦略検討部会の庶務は、防衛装備庁技術戦略部技術戦略課において処理する。

(委任規定)

第6 この要綱に定めるもののほか、技術戦略検討部会の運営に関し必要な事項は、部会長が定める。

(雑則)

第7 この要綱については、施行後3年以内を目途に、この要綱の施行の状況を踏まえ、必要な見直しを行うものとする。